

京都市告示第209号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年7月2日

京都市長 門川大作

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
洛北経1の1号線	左京区下鴨東岸本町19番地地先内	告示の日
西ノ京経21号線	中京区西ノ京東月光町26番地の8地先から 同町30番地の4地先まで	同上
山科竹鼻緯10号線	山科区竹鼻堂ノ前町18番地地先から 同町5番地の3地先まで	同上
山科西野緯21号線	山科区西野左義長町39番地の2地先から 同区西野離宮町40番地の6地先まで	同上
嵯峨経144号線	右京区北嵯峨山王町15番地の5地先から 同町15番地の6地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)